

## ○ 奨学寄付金取扱規程

(平成9年3月22日制定)

改定 平成18年4月1日

平成19年7月24日

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人星薬科大学（以下「法人」という。）並びに星薬科大学大学院及び星薬科大学（以下「本学」という。）における 奨学寄付金を受領する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で用いる奨学寄付金（以下「寄付金」という。）とは、本学並びに本学に所属する教授、准教授、講師、助教、助手、客員教授、客員講師、外国人客員研究員、特任研究員、ポスト・ドクター（以下「教員等」という。）に個人又は団体等から教育・研究の助成を目的として寄付される資金をいう。

### (受入れ基準)

第3条 寄付金は、教育・研究上有意義なものについて受け入れるものとする。ただし、当該寄付金の受領に当たり次の各号に掲げる以外の条件が付されている場合は、当該寄付金は受け入れることができないものとする。

- (1) 学術研究を指定すること。
- (2) その他教育・研究上支障がないと認められる条件

### (受入れの承認)

第4条 本学又は教員等が寄付金の申込を受け、これを受領しようとする場合、事務局は、あらかじめ個人又は団体等から提出された奨学寄付金申込書（様式1）を第1号又は第2号のとおり提出しなければならない。

- (1) 法人が奨学寄附金を受領する場合は、理事長宛
  - (2) 大学が奨学寄附金を受領する場合は、学長宛
- 2 理事長は、前項第1号の行為を学長に委任することができる。
  - 3 第1項第1号に規定する申請については理事会の、第1項第2号規定する申請については学長の承認を得なければならない。ただし、理事会は学長に当該申請に係る承認の可否を学長に委任することができる。
  - 4 理事会又は学長は、前条第3項の承認をした場合は、当該寄付申込者にその旨通知するものとする

### (使途)

第5条 寄付金の使途は、次の各号に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) その他教育・研究の奨励を目的とする経費

### (会計処理)

第6条 学術研究の指定のある寄附金は、その総額から本学の光熱水費及び事務費等として、原則として10%差し引いて当該教室・研究室に配賦するものとする。

第7条 寄付金は、すべて学校会計に含めて取扱い、この寄付金により購入した物品等は、本学の関係規程に基づいて処理しなければならない。

(事務処理)

第8条 寄付金についての事務処理は、承認手続きは総務部が行い、会計処理は経理部が行うものとする。

(規程の改正等)

第9条 この規程の改廃は、理事会が教授会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月24日から施行する。

様式 1

奨学寄付金申込書

平成 年 月 日

星薬科大学

学長 殿

寄付者名

連絡担当者所属 氏 名

下記の通り寄付致したいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 寄付金額

2 寄付の目的及び条件

目 的 (1) 奨励する研究課題等

(2) 研究担当者所属氏名

条 件

3 寄付金の名称